

1. 木質炭化学会表彰規定

- 1) 本規定は、木質炭化学会における学会賞（英文名：Society Award）および奨励賞（英文名：Research Promotion Award）を設けるための規定である。
- 2) 学会賞は木質炭化に関する顕著な研究業績を挙げた会員にこれを贈る。奨励賞は木質炭化の進歩に寄与する優れた研究業績を挙げ、将来の発展が期待されると認められる会員（当該年度の4月1日現在で満45歳未満）にこれを贈る。
- 3) 各年度の表彰は、原則として学会賞1件、奨励賞1件とし、賞状および副賞を贈る。
- 4) 学会賞および奨励賞の受賞候補者の選考は、賞選考委員会において行う。
- 5) 運営委員会は賞選考委員会の選考結果に基づき受賞者を決定する。
- 6) 授賞は通常総会において行う。
- 7) 受賞者は受賞者決定後6ヶ月以内に受賞対象研究に関する総説を木質炭化学会誌に投稿しなければならない。
- 8) 授賞のための費用は本学会の経費および寄付金をもって充てる。
- 9) 学会賞および奨励賞の受賞候補者の推薦および選考要領を別に定める。
- 10) この規定の実施に関する内規は別に定める。

2. 学会賞・奨励賞受賞候補者推薦及び選考要領

（1）学会賞

- 1) 本学会会員に学会賞を授与する。
- 2) 学会賞は、木質炭化に関する顕著な研究業績を挙げた会員にこれを贈る。
- 3) 会員は受賞候補者を推薦できる。
- 4) 各年度の表彰は原則として1件とする。
- 5) 学会賞の受賞候補者については、その課題に関して客観的評価を可能とするに足りる資料があることを必要とする。
- 6) 前項の“資料”とは学術誌に発表された原著論文またはこれに準ずると認め得るものとする。そのうち、最低1論文は木質炭化学会誌に掲載されたものであることを要する。
- 7) 前項の“これに準ずる”とは学術雑誌および機関誌、協会誌などに発表された学術論文、学術図書、特許等とする。
- 8) 会員が候補者を推薦する場合は、本学会所定の推薦書に必要事項を記入して賞選考委員会に指定の期日までに届ける。
- 9) 賞選考委員会は推薦のあった候補者について資格、業績等を審議し、原則として1名を学会賞受賞候補者として会長に報告する。
- 10) 会長は学会賞授賞候補者について運営委員に郵送その他の方法ではかり、投票総数の過半数をもって学会賞授賞候補者として決定する。

（2）奨励賞

- 1) 本学会会員に奨励賞を授与する。
- 2) 奨励賞は、木質炭化の進歩に寄与する優れた業績を挙げ、将来の将来の発展が期待されると認められる会員（当該年度4月1日現在で満45歳未満）にこれを贈る。
- 3) 会員は受賞候補者を推薦できる。

- 4) 各年度の表彰は原則として1件とする。
- 5) 奨励賞の受賞候補者については、その課題に関して客観的評価を可能とするに足りる資料があることを必要とする。
- 6) 前項の“資料”とは学術誌に掲載された原著論文またはこれに準ずると認め得るものとする。そのうち、最低1論文は木質炭化学会誌に発表されたものであることを要する。
- 7) 前項の“これに準ずる”とは学術雑誌および機関誌、協会誌などに発表された学術論文、学術図書、特許等とする。
- 8) 会員が候補者を推薦する場合は、本学会所定の推薦書に必要事項を記入して賞選考委員会に指定の期日までに届ける。
- 9) 賞選考委員会は推薦のあった候補者について資格、業績等を審議し、原則として1名を奨励賞受賞候補者として会長に報告する。
- 10) 会長は奨励賞授賞候補者について運営委員に郵送、その他の方法ではかり、投票総数の過半数をもって奨励賞授賞候補者として決定する。

3. 学会賞および奨励賞推薦書作成要領

- 1) 推薦書の書式は、A-4判、横書きとする。
- 2) 推薦理由書：推薦者氏名、授賞候補者の氏名、生年月日、所属先、連絡先、授賞対象業績題目、推薦理由（1000字以内）を記載する。
- 3) 授賞候補者の履歴書：書式は問わない。
- 4) 研究業績書：授賞対象となる研究業績について年代順に箇条書きし、重要なもの（学会賞は5編以内、奨励賞は3編以内）に○をつける。研究業績の書式は木質炭化学会誌の投稿規程に準じる。
- 5) 上記の重要な研究業績の別刷りまたはコピー各1部を添付する。